

有価証券報告書における SSBJ 基準への言及について（注意喚起）

2026 年 5 月 29 日
サステナビリティ基準委員会

はじめに

有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合であっても有価証券報告書において SSBJ 基準に言及している例が見受けられます。

本文書は、有価証券報告書における SSBJ 基準への言及について、当委員会の考え方をお伝えすることを目的としております。なお、本文書は、有価証券報告書を提出するすべての企業に適用されることが適切であると考えられます。

SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合

有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合であっても、SSBJ 基準の定めを参考にすることはできると考えられます。例えば、「ガバナンス」や「リスク管理」の開示にあたり、SSBJ 基準の一部の定めを参考にして開示を行うことが考えられます。

しかし、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合は、SSBJ 基準に準拠していると記述することはできません。また、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していないにもかかわらず、SSBJ 基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性がある表現を用いて SSBJ 基準に言及することは適切ではないと考えられます。

不適切であると考えられる記載

SSBJ 基準のすべての定めに準拠していないものの、将来の SSBJ 基準の適用に向けて前向きに取り組んでいることを示すため、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示において SSBJ 基準に言及したいという企業があることを当委員会は把握しております。

しかし、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合、企業が行う開示の全部又は一部について、「SSBJ 基準を踏まえて開示している。」「SSBJ 基準を考慮して開示している。」「SSBJ 基準を参考にして開示している。」といった SSBJ 基準への言及（これらは例示であり、これらに限られません。）を行うことは、SSBJ 基準の定めに準拠している範囲及び程度に関わらず用いることができる表現であるため、有価証券報告書の利用者の誤解を避ける観点から、不適切であると考えられます。

将来の SSBJ 基準への準拠に関する言及

当期において SSBJ 基準のすべての定めに準拠していないものの、将来的に SSBJ 基準のすべての定めに準拠する予定がある場合には、当期の有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示において、SSBJ 基準のすべての定めに準拠することを予定している時期や、SSBJ 基準のすべての定めに準拠することに向けた当期の進捗の状況について開示することができると考えられます。ただし、有価証券報告書の利用者の誤解を避ける観点から、この場合、当期において SSBJ 基準のすべての定めには準拠していない旨を明示することが適切であると考えられます。

SSBJ 基準について言及していない企業

当委員会事務局は、SSBJ ハンドブック「SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合の開示」を公表しており、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合、前述の不適切であると考えられる記載のような形で SSBJ 基準に言及することは不適切であるとの考えを示しています。この SSBJ ハンドブックの内容を確認し、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連記載事項の開示にあたり、SSBJ 基準の定めを参考にしつつも、SSBJ 基準のすべての定めに準拠していない場合に、SSBJ 基準について言及していない企業もあると当委員会は理解しております。有価証券報告書の利用者は、この点に留意する必要があると考えられます。

ISSB 基準への言及

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する IFRS サステナビリティ開示基準（ISSB 基準）への言及についても、SSBJ 基準への言及と同様に扱うことが適切であると考えられます。

以 上